

岩手県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成22年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人あい福祉サービス	紫波郡矢巾町高田第12地割40番地6	特定非営利活動法人あい福祉サービスホームヘルパー事業所	紫波郡矢巾町高田第12地割40番地6	平成22年3月1日

2 短期入所生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社結愛サービス公社	二戸郡一戸町一戸字砂森93番地2	一戸町有料老人ホーム	二戸郡一戸町一戸字砂森60番地1	平成22年1月6日

3 特定施設入居者生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社結愛サービス公社	二戸郡一戸町一戸字砂森93番地2	一戸町有料老人ホーム	二戸郡一戸町一戸字砂森60番地1	平成22年1月6日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
特定非営利活動法人あい福祉サービス	紫波郡矢巾町高田第12地割40番地6	特定非営利活動法人あい福祉サービスホームヘルパー事業所	紫波郡矢巾町高田第12地割40番地6	平成22年3月1日

5 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人康済会	岩手郡雫石町西安庭第26地割130番地1	康済会訪問入浴介護サービス事業所	岩手郡滝沢村鶴飼字諸葛川16番地19	平成18年4月1日

6 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人康済会	岩手郡雫石町西安庭第26地割130番地1	康済会訪問看護ステーション滝沢	岩手郡滝沢村鶴飼字諸葛川16番地19	平成18年4月1日

7 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社結愛サービス公 社	二戸郡一戸町一戸字砂森 93番地 2	一戸町有料老人ホーム	二戸郡一戸町一戸字砂森 60番地 1	平成22年 1 月 6 日

8 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社結愛サービス公 社	二戸郡一戸町一戸字砂森 93番地 2	一戸町有料老人ホーム	二戸郡一戸町一戸字砂森 60番地 1	平成22年 1 月 6 日